

社会福祉法人 メイクるタウン

評議員ならびに役員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第8条ならびに第21条の規定に基づき、メイクるタウン評議員ならびに役員（以下、役員等という。）の報酬等の支給に関する基準を定める。

(報 酬)

第2条 定款第8条並びに第21条の規定により無報酬とする。

(公 表)

第3条 この規程に定める報酬等の基準については、定款第39条の規定に従って公表する。

(改 正)

第4条 この規程の改正は、評議員会の議決を得て行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。